

報道機関各位

## 菌床シイタケ生産に取り組む城里町の法人が、 『林業』で**県内初**の**いばらきみどり認定**！

茨城県では、国のみどりの食料システム法に基づき、県の基本計画※を策定し、令和5年4月から、県内で環境負荷低減に取り組む農林漁業者の事業計画を認定する「いばらきみどり認定」を開始しています。

このたび、城里町の法人が、県内で初となる「林業」での認定を受けましたので、詳細を下記のとおりご案内いたします。

※茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

### 記

1 認定者 城里アグリ株式会社 代表取締役 鄭 豊之（てい とよし）氏  
住所：茨城県東茨城郡城里町下青山970  
連絡先：（TEL）029-288-4111 （E-mail）toyoshi615@gmail.com  
※城里町内の栽培施設14棟（約4,500㎡）で菌床シイタケを生産・販売

2 認定日 令和7年3月26日（水）

3 認定者のコメント

休耕地の有効活用を目指し、シイタケ菌床栽培に参入しました。食の安全にこだわった生産はもとより、環境負荷を低減するため、断熱性の高い資材を使用した施設で、温度管理を最適化しています。これにより、温室効果ガスの排出削減や、シイタケの安定供給を実現しています。

また、太陽光発電を導入し、電気使用量を削減しています。いばらきみどり認定を取得し、持続可能な農業を通じて地域貢献と環境保護に取り組んでいます。



城里アグリ株式会社  
代表取締役 鄭 豊之 氏



断熱性の高い資材を使用した栽培施設



太陽光発電を導入

※取材を希望される方は、鄭氏本人までご連絡をお願いいたします。

### <参考>

- 「みどりの食料システム法」について  
食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両方を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で、令和4年7月に制定・施行されました。
- 「いばらきみどり認定」について（令和7年3月31日時点の認定者数は県内で576名）  
「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減に向けた生産者や地域の取組を支援・促進する認定制度です。
- 認定者のメリットについて  
設備投資の際の所得税・法人税の優遇、国や県の補助金における採択優遇等があります。

### 【問合せ先】

茨城県県央農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 松橋 宏昌（認定に関すること）  
TEL:029-221-3034 FAX:029-225-9254

茨城県県央農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 林業振興課 岩見 洋一（経営体・栽培技術に関すること）

TEL:029-231-2079 FAX:029-225-9254